

岩手県告示第789号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨盛岡地方務局長から次のとおり通知があった。

平成25年10月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 盛岡市岩脇町、東黒石野一丁目、東黒石野二丁目及び東黒石野三丁目
- 2 公共測量を実施する期間 平成25年10月21日から同年12月31日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（基準点測量）